

第六号様式

【表紙】

【提出書類】 公開買付報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【報告者の氏名又は名称】（１） _____

【報告者の住所又は所在地】 _____

【最寄りの連絡場所】 _____

【電話番号】 _____

【事務連絡者氏名】 _____

【代理人の氏名又は名称】（２） _____

【代理人の住所又は所在地】 _____

【最寄りの連絡場所】 _____

【電話番号】 _____

【事務連絡者氏名】 _____

【縦覧に供する場所】（３） 名称 _____
（所在地） _____

1 【公開買付けの内容】

（１） 【対象者名】

（２） 【買付け等に係る株券等の種類】

（３） 【公開買付期間】

2 【買付け等の結果】

（１） 【公開買付けの成否】（４）

（２） 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

（３） 【買付け等を行った株券等の数】（５）

株 券 等 の 種 類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	(株)	(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		
株券等預託証券 ()		
合計		
(潜在株券等の数の合計)	—	()

（４）【買付け等を行った後における株券等所有割合】（６）

区 分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (a)	
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に 係る議決権の数(個) (c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に 係る議決権の数(個) (f)	
対象者の総株主等の議決権の数(年 月 日現在)(個) (g)	
買付け等後における株券等所有割合 ((a + d) / (g + (b - c) + (e - f)) × 100) (%)	

（５）【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】（７）

(記載上の注意)

あん分比例方式により買付け等を行う場合において、本報告書を提出する際に記

載することが困難である事実がある場合には、本報告書を提出する時点で確定した事項のみ記載すること。この場合には、記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。

(1) 報告者の氏名又は名称

複数の者が共同して公開買付けを行った場合には、それぞれの者について記載すること。

(2) 代理人の氏名又は名称

非居住者が報告をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 縦覧に供する場所

第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。

(4) 公開買付けの成否

法第27条の13第4項第1号に掲げる条件を付している場合に、当該条件の成就又は不成就について記載すること。

(5) 買付け等を行った株券等の数

a 株券等の数は、第8条の規定により計算した株式又は投資口の数を記載すること。以下同じ。

b 株券等が株券である場合には、株式の種類ごとに記載すること。

また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、旧新株引受権証券等が含まれる場合には、区分して記載すること。

c 「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。

d 株券等が投資証券又は新投資口予約権証券である場合には、「株式に換算した応募数」とあるのは「投資口に換算した応募数」と、「株式に換算した買付数」とあるのは「投資口に換算した買付数」と、「(株)」とあるのは「(口)」と読み替えて記載すること。

e 株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること（「買付け等を行った後における株券等所有割合」欄において同じ。）。

(6) 買付け等を行った後における株券等所有割合

a 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

(a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた総株主等の議決権の数

(b) (a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権の数が含まれていない場

合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの

b 株券等所有割合については小数点以下 3 桁を四捨五入し小数点以下 2 桁まで記載すること。

c 各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律第147条第 1 項若しくは第148条第 1 項（これらの規定を同法第228条第 1 項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第 1 項、第182条第 1 項、第212条第 1 項若しくは第213条第 1 項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

(7) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果について詳細に記載すること。